

令和元年10月1日から

3歳（児）からの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**になりました。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

○ 1号認定子ども（教育を希望する認定）

- 無償化の対象期間は、**満3歳**～小学校就学前までです。
- 利用料は無償化となりますが、実費徴収されている費用（給食費、行事費、制服代、通園送迎費など）は、これまでどおり支払が必要です。
ただし、給食費のうち副食費については、月額4,500円上限を免除します。
- 保育を必要とする認定を受ける子どもは、**預かり保育（無償化の対象として市の確認を受けたものに限ります。）**の利用料が月額1.13万円、日額450円を上限に無償化されます。
※預かり保育は3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無料になります。
また、3歳になった日から最初の3月31日までの子どものうち、住民税非課税世帯の子どもも無料になります。
※預かり保育が無償化の対象となるためには、保育を必要とする認定を市から受ける必要があります。

○ 2号認定子ども（保育を必要とする認定）

- 無償化の対象期間は、**3歳児クラス**（3歳になった後の最初の4月以降）～小学校就学前までです。
- 利用料は無償化となりますが、実費徴収されている費用（給食費、行事費、制服代、通園送迎費など）は、これまでどおり支払が必要です。
ただし、給食費のうち副食費については、月額4,500円上限を免除します。

○ 3号認定子ども（保育を必要とする認定）のうち住民税非課税世帯

- 無償化の対象期間は、**0歳児クラス～2歳児クラス**（3歳になった後の最初の3月31日まで）のなかで**住民税非課税である期間**です。（住民税非課税世帯以外の世帯は、無償化の対象外となります。）
- 給食費は無償化の対象となりますので、支払いは不要です。その他実費徴収されている費用（行事費、制服代、通園送迎費など）は、これまでどおり支払が必要です。

※ 「保育を必要とする認定」とは、以下の理由で、子どもが保育を必要とする状態であることを市から認定を受けることです。
就労（就労日数 月15日以上、就労時間 月60時間以上）、妊娠・出産、疾病・障害、同居親族等の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学

※2号、3号認定子どもが利用する延長保育は、無償化の対象とはなりません。

問い合わせ先：

平戸市福祉部こども未来課子育て支援班

TEL:0950-22-4111

幼稚園については、平戸市教育委員会教育総務課

TEL:0950-22-4111

新制度未移行幼稚園を利用する子ども

無償化の対象となるには市役所での手続きが必要です。

- 無償化の対象期間は、**満3歳**～小学校就学前までです。
- 利用料は、月額2.57万円を上限に無償化となりますが、実費徴収されている費用(給食費、行事費、制服代、通園送迎費など)は、これまでどおり支払が必要です。ただし、給食費のうち副食費については、月額4,500円上限を免除します。
- 保育を必要とする認定を受ける子どもは、預かり保育(無償化の対象として市の確認を受けたものに限ります。)の利用料が、月額1.13万円、日額450円を上限に無償化されます。
※預かり保育は3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無料になります。また、3歳になった後の最初の3月31日までの子どものうち、住民税非課税世帯の子どもも無料になります。
※預かり保育が無償化の対象となるためには、保育を必要とする認定を市から受ける必要があります。

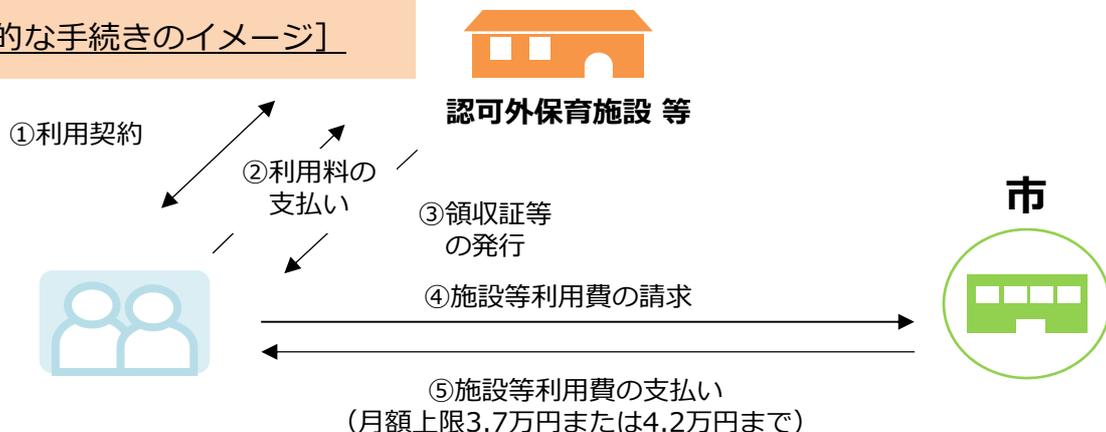
認可外保育施設等を利用する子ども

無償化の対象となるには市役所での手続きが必要です。

- 無償化の対象は、保育を必要とする**3歳児クラス**～小学校就学前までの子どもと、住民税非課税世帯で保育を必要とする**0歳児クラス**～**2歳児クラス**までの子どもです。
※保育所、認定こども園等を利用していないことが条件となります。
- 無償化の月額上限額は、以下のとおりです。
 - ・保育を必要とする3歳児クラス～小学校就学前までの子ども：3.7万円
 - ・住民税非課税世帯で保育を必要とする0歳児クラス～2歳児クラスまでの子ども：4.2万円
- 給食費、行事費、制服代、通園送迎費などは、無償化の対象となりませんので、支払が必要です。

※無償化の対象事業として市の確認を受けた、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となります。

[基本的な手続きのイメージ]



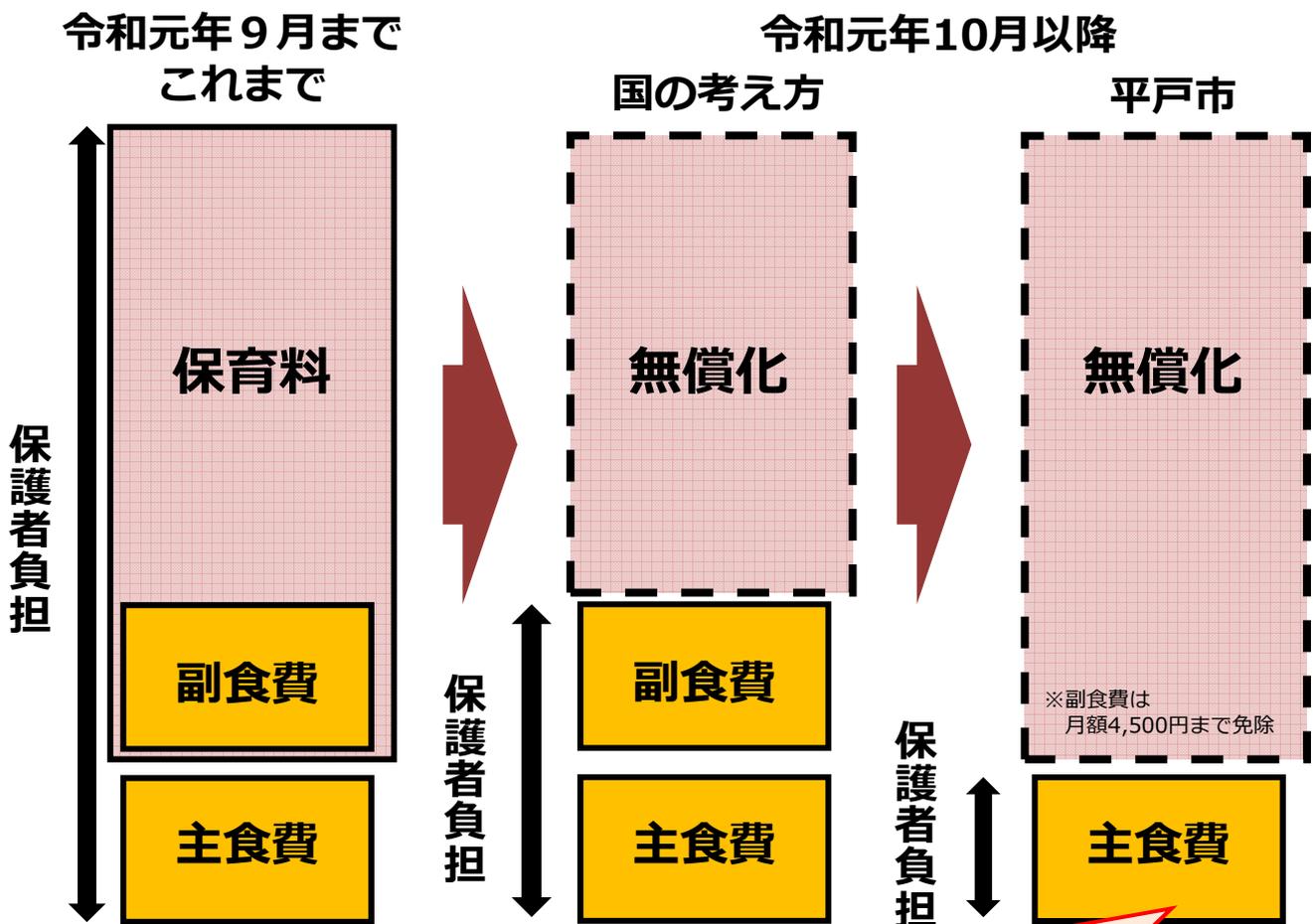
市内へき地保育所を利用する子ども

- すべての子どもにおいて、利用料は無償化となります。
※ただし、給食費、行事費、制服代などは、無償化の対象となりません。

給食費（主食費・副食費）について

- 1号認定子ども（満3歳～小学校就学前）、2号認定子ども（3歳児クラス～小学校就学前）
- 主食費については、これまでどおり保護者のご負担となります。
 - 副食費については、月額4,500円を上限として免除します。
※国の制度においては、副食費も一部の方を除き保護者が負担することになっていま
す。平戸市においては、さらなる子育て家庭の負担軽減を図るため、月額4,500円
を上限として免除します。
※ただし、保育所等の設定した料金が月額4,500円を超える場合、保育所等の設定
金額から4,500円を差し引いた額を保育所等に直接お支払いいただくこととなります。
- 3号認定子ども（0歳児クラス～2歳児クラス）
給食費は、保育料のなかに含まれていますので、保育料と別に支払う必要はありません。
- ※給食費の金額は施設ごとに異なります。

[2号認定子どもの給食費（副食費）の無償化後のイメージ]



！ 主食費は保育所等にお支払いいただきます。

※副食費は保育所等が設定した料金が4,500円を超える場合は、その差額分を保育所等にお支払いいただきます。

※給食費の金額は施設ごとに異なります。 ※主食費は施設によって現物持参の場合があります。

幼稚園、認定こども園の預かり保育について

無償化の対象となるには市役所での手続きが必要です。

- 1号認定を受けて幼稚園、認定こども園を利用する子ども、新制度未移行幼稚園を利用する子どもで、施設における教育時間を越えて、預かり保育を利用する場合の利用料が無償化されます。(ただし、無償化の対象として市の確認を受けた施設に限ります。また、市において保育を必要とする認定を受けていただくことが必要です。)

上限額：日額 450円、月額 1.13万円

(参考例) 保護者が実際に支払った預かり保育の利用料と上限額<C>を比較して、低いほうの額が無償化の対象となります。

■ 預かり保育の利用料が1日400円、1か月の利用日数が20日の場合

利用日数 <A>	利用料 	上限額<C> 450円×利用日数	無償化対象<D> BとCのうち低い額	実質負担額 <E>
20日	8,000円	9,000円	8,000円	0円

■ 預かり保育の利用料が1日500円、1か月の利用日数が20日の場合

利用日数 <A>	利用料 	上限額<C> 450円×利用日数	無償化対象<D> BとCのうち低い額	実質負担額 <E>
20日	10,000円	9,000円	9,000円	1,000円

幼児教育・保育の無償化の主なイメージ

